

補助金等検証シート

No. 13

所属	経済振興課	会計	1	款	5	項	2	目	2	事業	11	商工業振興事業費
第5次総合計画施策体系	章	5	節	3	部門	2	部門名	商工業				

1. 補助金の基本データ

(1) 補助金名称	中小企業債務保証料補給金			
(2) 根拠(条例・規則・要綱名)	生駒市中小企業融資規則			
(3) 補助金創設年度	昭和50	年度	交付区分 団体(公募)	
(4) 補助金の導入経緯及び目的	市内中小企業者の金融の円滑化とその育成を図る			
当該補助金(又はその施策・事業)の根拠法・関係省庁(該当する場合のみ)				
(5) 平成25年度予算額	10,000	千円	財源	
			国・県補助金	千円
			その他特定財源()	千円
一般財源	10,000	千円		
(6) 平成25年度予算額積算方法	[補助率、補助単価、対象者数(件数)等が明確に分かるように記入して下さい]			
奈良県信用保証協会が徴収する債務保証料につき、同協会で算定のうえ本市が補給する。				
(7) 国・県からの補助金の概要	補助率、補助基準等			
	[市単による上乗せがある場合は、その内容]			
	[国、県等の補助金が創設された経緯・目的]			

(8)から(12)は団体への補助の場合のみ記入してください。

(8) 交付先(団体等名)	市内中小企業者	(9) 団体等の構成人数	人
(10) 交付先の構成団体の名称(別紙添付でも可)			

(11) 当該補助金の交付の他に交付先に対し行っている助成状況(該当項目全てに○)

項 目	積算根拠又は内容	金 額
市が事務局業務を行っている	人 × 6,600 千円 =	0 千円
場所や備品、消耗品等無償貸与している		千円
有料施設等の減免を行っている		千円
有料施設等の使用料の補助を行っている		千円
その他		千円

(12) ((11)で該当項目がある場合) そのような支援を行っている理由

--	--	--	--

(13) 補助総合計 (5) + (11)	10,000 千円	(14) 補助総合計に占める人件費の割合	0.0 %
-----------------------	-----------	----------------------	-------

2. 補助金制度に関する指針等への適合状況

(1) 補助金の算定根拠		適合しない理由と今後の対応
① 特定の具体的な事業に対する補助である。	○	
補助対象事業・補助対象経費		中小企業融資制度利用者・融資保証料の2分の1に相当する額
② 補助率については補助対象経費の1/2以内、補助単価を定めるものについては、単価の設定根拠は明確である。	○	
補助率又は単価設定根拠		奈良県信用保証協会との覚書による
③ 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付は行っていない。	○	
再交付先の名称、件数等		
再交付の金額・内容		
(2) 補助期間		
① 補助金の終期(原則として3年)を設定している。		融資期間が最長7年となり、保証協会が定める期日現在の債務保証残高での請求となるため、終期を3年に設定することは困難である。
(終期を設定している場合) 終了年月日		
(3) 実績報告等		
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告書が提出されている。		事業補助でないため
② 領収書及び契約書の写し等を添付させている。		事業補助でないため
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認している。		事業補助でないため
(4) 交付先団体等の財務状況及び会計処理 ※ 団体への運営補助の場合のみご記入下さい		
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。		
② 交付先団体等において適正な監査機能を有している。		
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。		

3. 補助金交付基準による検証

(1) 公益性		
① 広く市民の福祉向上と利益の増進につながるか。	B	ある程度つながっている
[上記のように評価した理由] 事業者を対象としているため、補給目的の主旨が異なる。		
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	B	ある程度適合している
[上記のように評価した理由] 中小企業者の事業活動に係る資金の運用面については適合していると思われる。		
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	B	ある程度適合している
[上記のように評価した理由] 中小企業者に対する金融面での支援である。		
(2) 必要性		
① 市が関与する妥当性はあるか。	B	一定程度ある
[上記のように評価した理由] 資金調達を必要とする中小企業者の保証料の負担を軽減し、市の制度融資を利用しやすくするため		
② 補助金等の交付以外の代替策はないか。 (直接執行、委託等への切替など)	B	ない
[上記のように評価した理由] 利用者への直接支払いも可能であると思われるが、別途、利用者からの申請書や疎明資料等の提出が必要となり、事務の煩雑化や処理に時間がかかること、また、給付時期をどのように定めるか等、一連の事務についての再検討が必要となる。		
③ 創設当初の補助金の目的がすでに達成されていないか。	C	達成されている
[上記のように評価した理由]		
(3) 補助の効果(成果)		
① 補助金等の交付の効果(成果)が認められるか。	B	一定程度認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B	一定程度期待できる
[上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入して下さい。)] 生駒市中小企業融資利用者の奈良県信用保証協会への債務保証料の負担軽減により、事業資金の調達を容易にしている。		
(4) 補助内容の妥当性(2. 補助金制度に関する指針等への適合状況を踏まえてご記入下さい)		
① 補助の対象事業・経費及び補助金額の算定根拠は明確か。	A	明確である
② 補助金の使途は目的に沿ったものか。 (交際費、慶弔費、懇親会費等で交付目的に直結しないものに支出されていないか。)	A	目的どおりである
(5) 補助金交付を中止した場合、問題は？		
有	判断理由	中小企業者の事業資金の調達について、一定の負担が加わる。

(6)平成22年度以降(H22年度に見直し対象外となったものは平成18年度以降)、内容等で見直しを行ったことがあるか。

見直し時期	平成22年4月、7月	
見直しの契機	行政内部の検討結果による	
見直し内容	〔総額・件数・積算・補助率・その他 見直しを行った内容を具体的に明記してください。〕	
	4月:滞納条件を市民税から市税に変更、企業立地が3000万円 7月:自然再生エネルギー 上限一億円	
(無と回答した場合のみ) 見直しを実施していない理由		

(7)H22年度の「補助金等の見直しに関する提言」の提言内容と異なる対応を行った理由は？(H22提言と異なる対応をした補助金のみ記入)

--	--	--

(8)今後の方向性は？

①	継続	判断理由	事業資金の調達を必要とする中小企業者に対し、本市融資制度を利用しやすくするため。
		②、③と判断した場合の見直し又は廃止の時期、その内容	

4. 附属データ

(1)交付実績

	平成24年度 (見込)	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
補助金決算額	3,950 千円	2,573 千円	3,937 千円	20,778 千円	33,115 千円
うち国県補助金	千円	千円	千円	千円	千円
うちその他財源	千円	千円	千円	千円	千円
うち一般財源	3,950 千円	2,573 千円	3,937 千円	20,778 千円	33,115 千円
交付件数実績	192	141	81	106	158
当該年度交付対象数	192	141	81	106	158
補助金交付・管理事務の人員費	3,300 千円				
職員従事者数(人・年)	0.5				

(2)・(3)は団体への運営補助の場合のみ記入してください。

(2)補助金交付先の収支状況

	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度
歳出決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
歳入決算総額	千円	千円	千円	千円	千円
うち前年度繰越金	千円	千円	千円	千円	千円
積立金(H24年度末現在高)	千円				

(3)補助金交付先に対する市の出資状況

有の場合出資額	千円
---------	----

(4)他市の状況(H25年度予算ベース)

市名	金額	備考
奈良市	36,000 千円	
大和郡山市	8,000 千円	(利子補給金を含む合計額)
天理市	7,736 千円	
橿原市	31,292 千円	
香芝市	6,075 千円	

生駒市中小企業融資規則

(趣旨)

第1条 この規則は、本市の中小企業者の金融の円滑化とその育成を図るため、その事業に必要な設備資金又は運転資金の融資のあっせん等を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(融資の条件)

第2条 設備資金又は運転資金の融資を受けようとする者は、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項に規定する中小企業者であって、次に掲げる条件を備えている者でなければならない。

- (1) 個人にあっては、引き続き1年以上本市の住民基本台帳に記録されている住所を有していること。
- (2) 法人にあっては、引き続き1年以上本市に登録されている事業所を有し、かつ、本市の市民税が課税されていること。
- (3) 第4条第1号ウに掲げる場合にあっては事業を、それ以外の場合にあっては引き続き6月以上同一事業を営んでいること。
- (4) 本市の市税(法人にあっては、その代表者に係る市税を含む。以下同じ。)を滞納していないこと。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。
- (5) 奈良県信用保証協会(以下「保証協会」という。)の信用保証を受けることができること。
- (6) この規則による融資の制度(以下「融資制度」という。)により融資を受けていないこと。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。
- (7) 法人にあっては、その代表者が連帯保証人になること。
- (8) 融資を受けようとする者の事情により保証協会が必要と認める場合にあっては、保証協会が求める連帯保証人を有すること。
- (9) 個人にあっては当該個人が、法人にあっては当該法人の代表者が融資制度の連帯保証人になっていないこと。
- (10) 許可、認可等を必要とする事業を営んでいる者にあっては、その許可、認可等を受けていること。
- (11) 事業の継続が見込まれ、融資に係る債務を返済する資力を有していること。
- (12) 生駒市企業立地促進条例(平成24年10月生駒市条例第43号)による企業立地補助金(以下「企業立地補助金」という。)の交付の決定を受けている場合にあっては、当該決定を受けた日から市長が定める期間内を経過していないこと。
- (13) 次に掲げる者に該当していないこと。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)
 - イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)
 - ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(連帯保証人)

第3条 前条第7号及び第8号の連帯保証人は、次に掲げる条件を備えている者でなければならない。

- (1) 融資に係る債務を保証する資力を有すること。
- (2) 融資制度により融資を受けていないこと。
- (3) 融資制度の連帯保証人になっていないこと。
- (4) 前条第13号アからウまでに掲げる者に該当していないこと。

(融資の内容)

第4条 融資の内容は、次のとおりとする。

- (1) 融資の限度額は、次のとおりとする。
 - ア イ及びウ以外の場合 1,000万円
 - イ 企業立地補助金の交付の決定を受けている場合 3,000万円
 - ウ 再生可能エネルギー電気を供給する事業として融資を受ける場合 1億円
- (2) 融資を行う金融機関は、本市と融資制度に関する覚書を締結した金融機関とする。
- (3) 融資の利率は、前号の覚書により定められた利率とする。
- (4) 融資の期間は、次のとおりとする。
 - ア 融資の額が3,000万円を超える場合 6月以内の据置期間を含み15年以内
 - イ 融資の額が500万円を超え3,000万円以下の場合 6月以内の据置期間を含み7年以内
 - ウ 融資の額が500万円以下の場合 6月以内の据置期間を含み4年以内
- (5) 償還の方法は、毎月元金均等分割償還とする。
- (6) 融資に伴う担保については、無担保とする。ただし、保証協会が必要と認めるときは、担保を徴求することができる。

(融資等の申請)

第5条 融資及び第8条に規定する債務保証料の補給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、生駒市中小企業融資制度利用申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 保証協会に信用保証の申込みをするに当たり必要となる書類
 - ア 信用保証委託申込書
 - イ 申請者の印鑑の証明書
 - ウ 第2条第8号の連帯保証人を有する場合にあっては、その者の印鑑の証明書
 - エ 個人にあっては、確定申告書の写し
 - オ 法人にあっては、登記事項証明書、定款及び決算書の写し
 - カ 許可、認可等を必要とする事業を営む者にあっては、その許可、認可等を受けていることを証する書類の写し
 - キ 設備資金の融資を受けようとする場合にあっては、設備の見積書
 - ク その他信用保証の申込みをするに当たり保証協会が求める書類
- (2) その他の書類
 - ア 本市の市税の滞納がないことを証する書類(第2条第4号ただし書の規定にあっては、市長が必要と認める書類)

- イ 申請者（法人にあっては、その代表者）の住民票の写し
- ウ 第2条第8号の連帯保証人を有する場合にあっては、その者の住民票の写し
- エ 企業立地補助金の交付の決定を受けている場合にあっては、生駒市企業立地促進条例施行規則（平成24年10月生駒市規則第33号）第12条に規定する企業立地補助金交付決定通知書の写し
- オ その他市長が必要と認める書類

（審査等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要書類を保証協会へ送付するものとする。

（融資の保証の決定）

第7条 融資の保証の決定は、保証協会が行う。

（債務保証料の補給）

第8条 前条の決定により融資を受けた者（以下「融資を受けた者」という。）に対し保証協会が徴収する債務保証料については、本市がその2分の1に相当する額を補給するものとする。

2 市長は、前項に規定する債務保証料を保証協会に直接納付するものとする。

（利子補給金の交付）

第9条 市長は、融資を受けた者に対し、市長が別に定めるところにより利子補給金を交付することができる。

（施行の細目）

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

（生駒市中小企業債務保証料の補給に関する規則の廃止）

2 生駒市中小企業債務保証料の補給に関する規則（昭和50年4月生駒市規則第4号）は、廃止する。

附 則（平成16年3月規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市中小企業特別小口融資規則の規定は、平成16年4月1日以後に申請される融資について適用し、同日前に申請された融資については、なお従前の例による。

附 則（平成17年7月規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市中小企業特別小口融資規則の規定は、平成19年4月1日以後に申請される融資について適用し、同日前に申請された融資については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市中小企業融資規則の規定は、平成22年4月1日以後に申請される融資について適用し、同日前に申請された融資については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において本市を居住地として外国人登録原票に登録されている外国人であって、施行日において本市の住民基本台帳に登録されることとなるものが、本市を居住地として外国人登録原票に登録されている期間と本市の住民基本台帳に登録されている期間を通算して1年以上になるときは、第5条の規定による改正後の生駒市中小企業融資規則第2条第1号の規定にかかわらず、同号に掲げる条件を備えているものとみなす。

附 則 (平成25年5月規則第28号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。